

一般社団法人日本ゴールボール協会

個人情報取扱規程

制定 令和2年8月2日

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、協会における個人情報の適法かつ適正な取扱いの確保に関する基本的事項を定めることにより、個人の権利・利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において、各用語の定義は次の通りとする。

1) 個人情報

生存する「個人に関する情報」であって、特定の個人を識別することができるもの、又は他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものをいう。

「個人に関する情報」は、氏名、性別、生年月日等個人を識別する情報に限られず、個人の身体、財産、職種、肩書き等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声も含まれ、暗号化されているかどうかを問わない。

なお、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報である場合には、当該生存する個人に関する情報となる。

また、「生存する個人」は日本国民に限られず、外国人も含まれるが、法人その他の団体は「個人」に該当しないため、法人などの団体に関する情報は含まれない。

2) 個人情報データベース

特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるよう体系的に構成した、個人情報を含む情報の集合物、又はコンピュータを用いていない場合であっても、ファイルやカルテ、会員名簿など個人情報を一定の規則（例えば、五十音順、生年月日順、作成日順等）に従って整理・分類し、他人によくても容易に検索可能な状態においているものをいう。

3) 個人データ

協会が管理する「個人情報データベース等」を構成する個人情報をいう

4) 保有個人データ

協会が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の全てを行うことができる権限を有する「個人データ」をいう。ただし、以下に該当するものは除く。

- ① 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの。
- ② 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不法な行為を助長し、又は誘発するおそれのあるもの。
- ③ 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国もしくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国も

しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれのあるもの。

- ④ 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの。
- ⑤ 6ヶ月以内に消去する（更新することは除く）こととなるもの。
- 5) 本人
個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 6) 部長
個人情報を取扱う部門の長をいう。

(適用)

第3条 本規程は、会員に適用する。

本規程は、協会が現に保有している個人情報（その取扱いを委託されている個人情報を含む。）、及びその取扱いを委託している個人情報を対象とする。

(個人情報保護方針)

第4条 協会における個人情報の適法かつ適正な取扱いを確保するため、次の事項を含む個人情報保護方針を定める。

- 1) 個人情報に関する法令を遵守するとともに、当協会の事業内容に照らし適切に個人情報を取扱う旨の宣言文
- 2) 「個人情報の保護に関する法律」により「公表」すること、「容易に知り得る状態」にすること、または「本人の知り得る状態」に置くことを義務付けられている下記各号に関する事項
 - ① 第11条により特定した利用目的
 - ② 第三者提供に関する次の事項
 - ・第三者提供を利用目的とすること
 - ・第三者へ提供される個人データの項目
 - ・第三者への提供の手段または方法
 - ・本人の求めに応じて、当該本人が識別される個人データを第三者に提供することを停止すること
 - ③ 共同利用に関する次の事項
 - ・特定の者との間で共同利用する旨
 - ・共同して利用される個人データの項目
 - ・共同して利用する者の範囲
 - ・利用する者の利用目的
 - ・共同利用される個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称
 - ④ 問合せ窓口に関する事項
- 3) 個人情報の安全管理措置及び個人情報管理技術に関する事項
- 4) 個人情報保護の体制に関する事項

第2章 管理体制

(個人情報保護管理者)

第5条 協会は、個人情報の取扱いに関して総括的な責任を有する個人情報保護管

理者を設置する。

- 1) 個人情報保護管理者は理事の中より任命されるものとする。
- 2) 個人情報保護管理者の任期は、理事会決議によりなされるものとする。
- 3) 個人情報保護管理者は、個人情報管理担当者を指名し、個人情報管理に関する業務を分担させることができる。

(部長の責任)

第6条 部長は自らの部門に所属する部員及びそれに関連する会員等の個人情報の一切の取扱いにつき、責任を有するものとする。

本規程に基づき個人情報の取扱いを管理する上で必要とされる細則の策定部長は本規程及び個人情報取扱い細則に従い、自らの部門に存在する個人情報の所在、内容、利用者、規模等を把握し、個人情報の適正な取扱いを維持・管理しなければならない。

部長は、自らの部門において個人情報の漏洩等の事故または違反の発生またはその疑いが生じた場合は、直ちにその旨個人情報保護管理者に報告し、指示を求めなければならない。

(個人情報の取扱いの決定)

第7条 第4章に定める個人情報の基本的取扱いに関しては、各部長がその適否を判断し、例外的取扱いに関しては、個人情報保護管理者にその適否の判断を求めるものとする。

第3章 運用

第1節 個人情報の取扱いの原則

(管理原則)

第8条 個人情報は、本規定に従い適切に分類・管理し、その重要度に応じて適切に取得、移送、利用、保管、廃棄されなければならない。

(利用目的)

第9条 協会は、個人情報の利用目的をできる限り特定する。

個人情報は、あらかじめ本人の同意を得ずに、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて取扱ってはならない。利用目的の範囲内か否かが不明な場合は、都度、個人情報保護管理者に判断を求めなければならない。利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると認められる範囲を超えて行つてはならず、変更された利用目的は遅滞なく本人に通知または公表しなければならない。

第2節 個人情報の取得

(適正な取得)

第10条 個人情報は、偽りその他不正の手段により取得してはならない。

(特定の個人情報の取得の禁止)

第11条 原則として、下記各号に示す内容を含む個人情報は、これを取得し、または第三者に提供してはならない。但し、業務上必要であり、かつ、本人に対し当該情報の利用目的及びその必要性等について適切な情報を明示した上で明確に本人の同意を得た場合、または法令に特別の規定がある場合、あるいは司法手続上必要不可欠な場合はこの限りでない。

- 1) 思想、信条及び信教に関する事項
- 2) 人種、民族、家柄、本籍地、身体・精神障害、犯罪歴その他社会的差別の原因となる事項
- 3) 保健医療に関する事項
- 4) その他個人情報保護管理者の定める事項

第3節 個人情報の管理

(個人データの正確性の確保)

第12条 個人データは、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(個人データ取扱台帳)

第13条 個人情報保護管理者は、協会の全ての「個人データ」の種類・内容・保管場所等を記載(データベースへの入力を含む)した台帳を作成しなければならない。

個人情報保護管理者は、前項の台帳を定期に見直し、最新の状態を維持するよう努めなければならない。

部長は、自らの部門における「個人データ」の種類・内容・保管場所等を、個人情報保護管理者の求めに応じ、定期に報告しなければならない。また、部長は自らの部門における「保有個人データ」の種類・内容・保管場所等を変更する場合には、事前に個人情報保護管理者に報告し、承認を得なければならない。

(安全管理措置)

第14条 協会においては、取扱う個人情報の漏洩、滅失または毀損の防止その他の安全管理のために、人的、物理的、技術的に適切な措置を講じるものとする。

各部門においては、下記各号に従って適切に個人情報を取り扱わなければならない。

- 1) 各部門において保管する個人情報を含む文書(磁気媒体を含む)は、施錠できる場所への保管、パスワード管理等により、散逸、紛失、漏洩の防止に努めなければならない。
- 2) 情報機器は適切に管理し、正式な利用権限のない者には使用させてはならない。
- 3) 個人情報を含む文書であって、保管の必要のないものは、速やかに廃棄しなければならない。
- 4) 個人情報を含む文書の廃棄は、シュレッダー裁断、焼却、溶解等により、

完全に抹消しなければならない。

- 5) 個人情報を含む文書を他部門に伝達するときは、適切な方法・手順によることとし、必要な範囲を超えて控えを残さないよう扱うものとする。
- 6) 個人情報を含む文書は、みだりに複写してはならない。
- 7) その他個人情報の取扱いについて必要な事項は細則に定めるものとする。

(従業者の監督)

第15条 個人情報保護管理者は、従業者が個人データを取扱うにあたり、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

部長は、自らの部門に属する従業者に対し、個人データの取扱いに関して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

個人情報保護管理者は、従業者に対して個人情報の保護及び適正な取扱いに関する誓約書の提出を命じることができる。

(第三者提供の制限)

第16条 あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。但し、下記各号に該当する場合、本人の同意なく第三者提供ができる。

- 1) 個人情報保護方針に定めた範囲内で第三者提供、共同利用するとき
- 2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要があり、かつ、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 3) その他法令に基づく場合

第三者提供もしくは共同利用する場合、個人情報保護管理者の承認を得ること。

(罰則)

第17条 協会は、本規定に違反した役員・従業員に対して懲罰規則に基づき処分を行い、その他の従業者に対しては、契約または法令に照らして決定する。

(改廃)

第18条 本規程の改廃は、理事会において行うものとする。

附則

本規程は、令和2年8月2日より実施する。

以上